食品を製造する県内中小企業等の皆さまへ

# 未利用食品等活用支援補助金（２次募集）

栃木県では、フードバレーとちぎ推進協議会会員の中小企業者等が行う、商品製造工程で発生する未利用食品等の削減・活用のための設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、生産性の向上及び競争力の強化を図るため、「未利用食品等活用支援補助金」の事業計画を募集します。

## こんな事業に使えます！

（例）原材料の野菜や果物等の選別を、目視で行っている。
本当は使えるものまでミスではじいてしまうことがある。
↓
選別機を導入する。
選別ミスを減らし、未利用食品（野菜や果物等）を削減できる。

（例）サンドイッチ製造時に、パンの耳を取り除いている。
↓
パンの耳でラスクを作る機械を導入する。
未利用食品（パンの耳）を削減し、さらに商品として活用できる。

（例）賞味期限・消費期限が短く、廃棄が多く出てしまう。
↓
包装機を導入する。
よりよい状態で商品を包装できるため、廃棄量が削減できる。

**補助上限額**
**1,000万円**

**補助率**
**１／２以内**

裏面へつづく

## 補 助 内 容

＜補助対象＞
- ・機械装置又は工具器具の購入、据付け又は修繕に要する経費
- ・工事費
- ・技術指導の受入に要する経費
- ・その他、知事が特に必要と認める経費

＜補助期間＞
当該年度

事業内容に合致する機械ならおもて面以外の機械ももちろんOKです。
（例：殺菌装置、急速凍結装置、乾燥機、異物除去装置など・・・）
対象になるか迷ったら、お気軽に工業振興課までご相談ください！

## 申 請 要 件

＜補助対象者＞
以下を満たす中小企業者等
- ・フードバレーとちぎ推進協議会会員
- ・県内に主たる事業所を有する
- ・資本金の額又は出資の総額が５億円未満（みなし大企業は除く）

＜補助対象事業＞
以下のいずれかを満たす商品の生産性向上のために設備導入等を実施する事業
①生産実績が１年以上ある商品の、製造時に発生する未利用食品等を活用して作られた別商品
②生産実績が１年以上ある、未利用食品等の発生量削減を計画している商品

## 募 集 期 間

令和７（2025）年７月９日（水）～７月25日（金）17時 ※必着

## 応募・問合せ

〇応募案内及び申請様式は県ホームページからダウンロードできますので
募集案内を熟読の上、申請書を作成し、工業振興課までメールしてください。
※県HP：https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r7miriyousyokuhin_bosyuu2.html

〇事業計画の内容等についての相談を随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

栃木県 産業労働観光部　工業振興課　ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館６Ｆ
電話：028-623-3192　FAX：028-623-3945
E-MAIL：kougyou@pref.tochigi.lg.jp